小規模多機能型居宅介護の概要

定義

○「小規模多機能型居宅介護」は、利用者(要介護(支援)者)の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、居宅に訪問し、または拠点に通わせ、もしくは拠点に短期間宿泊させ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等や機能訓練を行うもの。

経緯

○「通い」を中心として、要介護(支援)者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、 中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。

利用者の自宅



| 様態や希望により、「訪問」

小規模多機能型居宅介護事業所

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。 どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサー ビスが受けられる。

在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。

- 外部の視点の評価による地域に開かれた サービス
- サービスの質の確保

運営推進会議の効率化や、事業所間 のネットワーク形成の促進等の観点 から、一定の要件を満たす場合は、 複数の事業所の合同開催が可能 **「通い」を中心**とした利用

様態や希望により、

「泊まり」

《利用者》

- 〇1事業所の登録定員は29名以下
- 〇「通い」の利用定員は登録定員 の2分の1~15名の範囲内(一定 の要件を満たす場合は最大18 名)
- 〇「泊まり」の利用定員は通いの利 用定員の3分の1~9名の範囲内

《人員配置》

〇介護・看護職員

「訪問」

日中:通いの利用者 3人に1人

3人ICIA +訪問対応1人

夜間:泊まりと訪問対応で 2人(1人は宿直可)

〇介護支援専門員1人

○要介護度別の月単位の定額報酬

《設 備》

- 〇居間及び食堂は機能を十分 に発揮しうる適当な広さ
- ○宿泊室は4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

小規模多機能型居宅介護の人員基準

必要となる人員

			本体事業所	サテライト型事業所
代表者			認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉 サービスの経営経験があり、認知症対応型サー ビス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者			3年以上認知症の介護従事経験があり、認知症 対応型サービス事業管理者研修を修了した常 勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
		通いサービス	常勤換算方法で3:1以上	常勤換算方法で3:1以上
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	訪問サービス	常勤換算方法で1以上(他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。)	
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上(宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。)	時間帯を通じて1以上(宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。)
		(牧间	宿直職員	時間帯を通じて1以上(随時の訪問サービスに 支障がない体制が整備されている場合、必ずし も事業所内で宿直する必要はない。)
者	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、 置かないことができる。
介護支援専門員		門員	介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 を修了した者 1以上

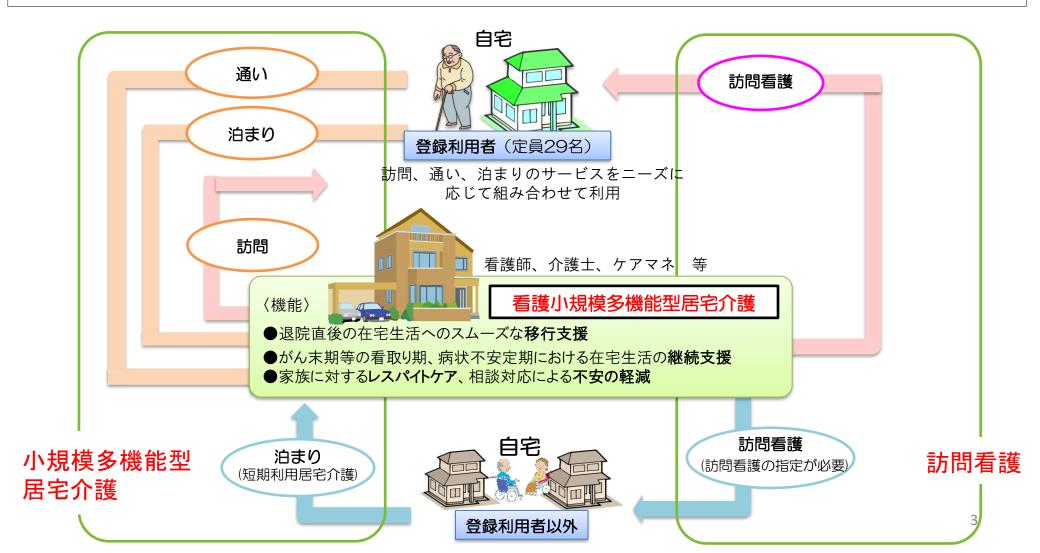
サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の設備・運営基準

サテライト型事業所の 本体となる事業所	・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ※ 事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること、又は、登録者数が当該 本体事業所において定められた登録定員の100分の70を超えたことがあること						
本体1に対するサテライト 型事業所の箇所数	・ 最大 2 箇所まで						
本体事業所とサテライト型 事業所との距離等		助に要する時間がおおむね20分り 建物や同一敷地内は不可	以内の近距離				
サテライト型事業所の 設備基準等	・ サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能は必要 ※ 本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型事業所の 利用者が本体事業所に宿泊することも可能 ※ 本体の訪問スタッフが、サテライト型利用者に訪問することも可能						
指定	※ 医療・介護・福祉	型事業所それぞれが受ける 止サービスについて3年以上の実 対に設置される地域密着型サーヒ	₹績を有する事業者であること ざス運営委員会等の意見を聴くこと				
		本体事業所	サテライト型事業所				
双 母中日华	登録定員	29人まで	18人まで				
量 登録定員等	通いの定員 登録定員の1/2~18人まで 登録定員の1/2~12人まで						
	泊まりの定員 通い定員の1/3~9人まで 通い定員の1/3~6人まで						
介護報酬・通常の小規模多機能型居宅介護の介護報酬と同額							

- ※ 本体事業所の登録定員が26人以上の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が「利用者の処遇に支障がないと認められる充分な広さが確保 されている」場合には、通いの定員を18人以下とすることができる。
- ※ サテライト型事業所の本体については、通い・泊まり・訪問機能を有する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所 とし、本体との円滑な連携を図る観点から、筒所数及び本体との距離等について一定の要件を課す。
- ※ サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問機能を提供することとするが、宿泊サービス・訪問サービスについては、効率的に行うことを可能と する。

看護小規模多機能型居宅介護の概要

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることにより、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、 家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行 為も含めた多様なサービス(「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」)を一体的に24時間365日提供。
- 〇 また、登録利用者以外に対しても、訪問看護(訪問看護の指定が必要)や宿泊サービスを提供するなど、医療ニーズも 有する高齢者の地域での生活を総合的に支える。



看護小規模多機能型居宅介護の人員基準

		基準項目	本体事	事業所	サテライト型事業所		
		代表者	認知症対応型サービス事業開 保健師若しくは看護師	設者研修を修了した者、又は	本体事業所の代表者		
管理者			認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者、又は 保健師若しくは看護師 常勤専従かつ管理上支障が無い場合、一体的な運営をして いる認知症対応型共同生活介護事業所等との兼務可能		本体事業所の管理者が兼務可能		
		通いサービス	常勤換算法で利用者3人に対し1以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師		常勤換算法で利用者3人に対し1以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師		
+	日中	訪問サービス	常勤換算法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師 サテライト型事業所の利用者		常勤換算法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師又は准看護師 本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者への サービス提供可能		
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上	※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、訪問サービス提供に必要な連絡体制を整備している場合は	時間帯を通じて1以上 ※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、訪問 サービス提供に必要な連絡体制を整備している場合は 置かないことができる		
従業者の員数		宿直職員	宿直勤務に必要な数以上	置かないことができる	本体事業所から適切な支援を受けられる 場合、置かないことができる。		
数 		看護職員	常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師2.5人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、同一事業所で 一体的な運営をしている場合、訪問看護ステーションの 人員基準を満たすことで上記基準も満たすものとみなす		常勤換算法で保健師、看護師又は准看護師1人以上 ※訪問看護事業所の指定を併せて受け、出張所と しての要件を満たす場合、一体的なサービス提供の 単位として事業所に含めて指定できる		
	ケ	アマネージャー	ジャー 介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画 作成担当者研修を修了した者		本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画 の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代 えて、介護支援専門員であって、小規模多機能型サー ビス等計画作成担当者研修を修了した者をおくことが できる 4		

看護小規模多機能型居宅介護の設備基準等

基準項目 本体事業所				サテライト型	事業所	
	登録定員		29人以下	18以下		
利用定員	利 通いサービス 用 定 員		登録定員の2分の1から15人まで ※登録定員が25人を越える場合 (登録定員) (利用定員) 26人又は27人 16人 28人 17人 29人 18人	登録定員の2分の1から12人まで		
	宿泊サービス		通いサービス利用定員の3分の1から9人まで	通いサービス利用定員の3分の1から6人まで		
	事業所		居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備、その他非常多 その他サービス提供に必要な設備及び備品等	食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、 他サービス提供に必要な設備及び備品等		
設備	居間・食堂		機能を十分に発揮しうる適当な広さ			
・備	宿	個室	定 員:1人 ※利用者の処遇上必要と認められる場合は2 床面積:7.43平方メートル以上 ※病院又は診療所の場合6	· ·	診療所が有する病床に	
品等	宿泊室	個室以外			ついては、宿泊室を兼 用することができる	
	立地		利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地域等			

サテライト型事業所

- ○サテライト型事業所の本体となる事業所は緊急時訪問看護加算の届け出事業所に限る
- ○本体事業所1に対するサテライト型事業所は、最大2箇所まで
- ○本体事業所とサテライト型事業所との距離:自動車等による移動に要する時間がおおむね20分未満
- │○サテライト型事業所においても、通い・泊まり・訪問(看護・介護)機能は必要
 - ※本体の空床状況や利用者の心身の状況に配慮した上で、サテライト型事業所の利用者が本体事業所に宿泊することも可能

看護小規模多機能型居宅介護の変遷

年	内容
平成24	複合型サービスの創設
	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した「複合型サービス」として創設
	〈基本報酬(1月につき)〉 - 西公諾112255単位 - 西公諾218150単位 - 西公諾225111単位 - 西公諾428247単位 - 西公諾521024単位
	要介護 1 13,255単位、要介護 2 18,150単位、要介護 3 25,111単位、要介護 4 28,347単位、要介護 5 31,934単位
平成27	名称改称 「複合型サービス」→「看護小規模多機能型居宅介護」
	│ サービス内容を具体的にイメージできるように改称(運営基準事項) │
	 訪問看護体制強化加算(新設)
	中重度の要介護者の医療ニーズに重点的な対応を行っている事業所を評価
	2,500単位/月
平成30	看護体制強化加算(見直し)
	│ 医療ニーズに対応できる介護職員との連携体制やターミナルケアの体制をさらに整備
	2,500単位/月 → 看護体制強化加算 (I) 3,000単位/月 (新設)
	│
	緊急時訪問看護加算(見直し)
	中重度の要介護者の在宅生活を支える体制をさらに整備するため、24時間体制を評価
	540単位/月 → 574単位/月
	訪問体制強化加算(新設)
	訪問を担当する従業者を一定以上配置し、1ヶ月あたり延べ訪問回数が一定以上の事業所に対する評価
	1,000単位/月
	指定基準の緩和 (省令改正)
	サービス供給量を増やす観点から、診療所の参入を推進
	診療所が有する病床について宿泊室を兼用することを可能とする(新設)
	指定を受けるに当たっては 法人であること→法人又は病床を有する診療所を開設している者であること
	サテライト型事業所の創設(省令改正)
	サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点からサテライト型事業所を創設
	5

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の適正化について 1. 定義

- ① 「小規模多機能型居宅介護」とは、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うもの。
- ② 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)とは、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問(介護)」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護と看護の一体的なサービスの提供を行うもの。

2. 本市におけるサービス提供事業所

(飯塚市内介護保険指定事業所一覧から抜粋)

種類	圏域	名称	所在地	住まいと併設有無
小規模多機能型居宅介護	菰田	アップルハートやわらぎ飯塚	菰田 70-1	併設無し
	飯東	小規模多機能施設「ひより」	上三緒 1-11	住宅型有料老人ホーム ひより
	二瀬	小規模多機能ホーム クレヨン 小規模多機能ホーム クレヨン サテライト	相田 613-1	住宅型有料老人ホーム クレヨン
	鎮西	愛家 小規模多機能施設	潤野 946-1	愛家サービス付き高齢者向け住宅
居宅介護 居宅介護	穂西	看護小規模多機能施設あいおす	枝国 56-1	併設無し
	穂西	かんたき欧州館	髙田 1000-1	欧州館高田
	庄内	複合型サービス クレヨン	有安 966-48	レイクヒルズ飯塚

3. 事業所の利用状況について

利用状況(令和6年3月末現在)

種別	事業所名	定員	利用者数	施設名	施設から の利用者 数	外部の利 用者数
小規模	小規模多機能施設「ひより」 (指定有効期限 R7. 8. 31 迄)	25 名	23 名	住宅型有料老人ホーム ひより	11名 (47%)	12名
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム クレヨン (指定有効期限 R8. 4. 30 迄) 小規模多機能ホーム クレヨンサ テライト (指定有効期限 R10. 3. 31)	29名	22名	住宅型有料老人ホーム クレヨン	21名 (95%)	1名

	愛家 小規模多機能施設	25 名	18名	愛家サービス付き高齢	15名	3名
	(指定有効期限 R9. 7. 31 迄)	20 泊	10 泊	者向け住宅	(85%)	3 ⁄1
能型居宅介護	かんたき欧州館 (指定有効期限 R7. 2. 28 迄)	29 名	28 名	欧州館高田	26名 (92%)	2名
宅介護	複合型サービス クレヨン (指定有効期限 R7. 4. 30 迄)	29 名	24 名	レイクヒルズ飯塚	23名 (79%)	1名

4. 利用状況等における課題について

- ① 運営指導の際、住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅と併設している対象事業所については、併設の高齢者向け住まいに住んでいる方以外の利用を増やすよう指導を行っているが、事業所によっては併設された高齢者向け住まいからの利用者の割合が9割を超えている事業所がある。
- ② 地域密着型サービスとの相違

地域密着型サービスとは 平成18年4月1日から新しくできたサービスであり、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として創設されたものであり、当該事業所の利用状況を鑑みると在宅への支援が十分とは言い難い状況である。

5. 事業所の初回指定時の条件について

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

- ① 利用者は飯塚市の被保険者とすること。
- ② 1利用者を連続して宿泊させる場合は、法の規定に基づき適切な期間とし、他の利用者の利用の妨げになるような連続した利用はさせてはならない。
- ③ 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を遵守すること。

看護小規模多機能型居宅介護

- ① 利用者は、飯塚市の被保険者とすること。
- ② 1利用者を連続して宿泊させる場合は、法の規定に基づき適切な期間とし、他の利用者の利用の妨げになるような連続した利用はさせてはならない。
- ③ 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例を遵守すること。

6. 指定更新時通知書に附記する文章について

(1) 更新時において、対象事業所について意見を付すを検討。

「利用者の居宅と事業所とが同一建物または同一敷地内の場合、当該建物に居住する利用者のみの 局部的な狭いサービス提供とならないようにすることが望ましい」

(参照法令:「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第34条第5項)